

インバウンド ぐるなび外国語版ネット予約約款

第1章 総則

第1条 (本約款の適用)

- 1 本約款は、株式会社ぐるなび(以下「当社」という)が提供するインバウンド 外国語版基本プラン定期において当社が提供する「ぐるなび外国語版ネット予約」(以下「本サービス」といい、第2条において定める)を利用する者(以下「契約者」という)に適用される。なお、ぐるなび外国語版(以下「本サイト」という)で行われた予約のうち、「ぐるなび外国語版のみ予約」(本サイトに埋め込まれた予約画面から予約する方式)は、本サービスにおいて提供されるサービスではなく、別途当社が定めるぐるなびネット予約利用条件が適用されるものとする。
- 2 本サービスに関して、本約款に定めのない事項については、インバウンド 外国語版基本プラン定期約款が適用又は準用され(以下、本約款、インバウンド 外国語版基本プラン定期約款を総称して「本約款等」という)、本約款の定めと、インバウンド 外国語版基本プラン定期約款の定めが相違する場合は、本サービスに関する限りにおいて本約款の定めが優先して適用される。
- 3 当社と契約者との間の、インバウンド 外国語版基本プラン定期の契約が終了した場合、本サービスの利用は当然に終了するものとする。

第2条 (本サービス)

- 1 当社は、本約款に基づき、本サービスとして以下の各号に定めるサービスを契約者に提供する。
 - (1) チャット予約でのオペレーター予約サービス(以下「オペレーター予約サービス」という)
本サイト上に設置されたチャットボット画面から予約を受け付け、専任のオペレーターが契約者に対し席状況を確認のうえで空席の確認がされた時点で予約が確定されるサービスをいう。
 - (2) ぐるなび外国語版ネット予約の事前決済型サービス(以下「事前決済型サービス」という)
①乃至③に定める機能をその内容とするサービスをいう。
 - ① 契約者が運営する飲食店(以下「本店舗」という)において、来店者に提供する飲食にかかるコース等(以下「コース等」という)の料金、提供日時その他の情報(以下「コース等情報」という)を本サイトに掲載する機能
 - ② ぐるなび外国語版のサイト(以下「本サイト」という)のユーザー(以下「ユーザー」という)が当社所定のフォームに入力することにより、本店舗においてコース等の提供を受けることを目的とするサービス契約(以下「サービス契約」という)の予約を成立させることができる機能
 - ③ 予約の成立に先立ち、又は同時に当社と契約関係にある第三者(以下「決済システム運営者」という)が管理及び運営する決済システム(以下「決済システム」という)を利用するにより、予約の対象となったサービス契約の代金を決済することができる機能
- 2 当社は、本サービスの詳細、本約款等を隨時見直すことができる。

第3条 (免責)

- 1 本サービスにおける当社の責任は、本サービスを提供することに限られ、これ以外について、当社は、本約款で定める場合を除き、一切の責任を負わない。
- 2 契約者は、当社がユーザーによる契約者に関する質問、クレーム等を取り次いだ場合、これに対応するものとし、当社はこれらに対応する責任を負わない。但し、当該質問、クレーム等が当社の故意又は重大過失に基づく場合はこの限りでない。
- 3 当社は、契約者による予約可能件数の設定ミス等、契約者の過失によりユーザーに対し予約の内容に基づくサービスの提供ができなかったことに起因するユーザーからの要求、クレーム等の一切について責任を負わない。

第4条 (情報の取扱い)

- 1 契約者は、本サービスの利用により知ったユーザーから提供される一切の情報(個人情報を含み、以下「ユーザー情報」という)を、予約及び予約の対象となるサービスの提供以外の目的に利用してはならず、また、第三者に開示・漏洩してはならない。但し、当該利用者の同意がある場合はこの限りでない。
- 2 契約者は、個人情報保護法その他の法令を遵守し、安全かつ適切な方法でユーザー情報を厳重に管理する。

第 2 章 オペレーター予約サービス

第5条 (適用)

本章は、オペレーター予約サービスの利用についてのみ適用される。

第6条 (契約者の責任)

- 1 契約者は、予約を受けた席数を来店日に確実に確保するものとし、ダブルブッキング等を行わないよう十分に注意するものとする。
- 2 契約者は、当社が提供する管理システム上で予約状況を確認のうえ、予約を行ったユーザーに対し適切に対応するものとする。
- 3 契約者の都合(帰責事由の有無を問わない)により予約された席をユーザーに提供することができなくなった場合、契約者は、直ちに当社及びユーザーに対し通知するものとする。

第7条 (利用料金)

- 1 オペレーター予約サービスの利用料金は、オペレーター予約を行ったユーザーが来店した場合に、来店人数一人当たり 300 円(税抜)とする。
- 2 当社は、各月の来店人数を翌月 6 日締めにて集計し、利用料金を計算のうえ、契約者に対し請求書を送付する。契約者は、当該請求書の記載内容に従い、当社に利用料金を支払うものとする。

第 3 章 事前決済型サービス

第8条 (適用)

本章は、事前決済型サービスの利用についてのみ適用される。

第9条 (契約者の責任)

- 1 契約者は、本サービスの利用にあたり、遅滞なくコース等情報を当社に提供するものとする。
- 2 契約者は、ユーザーに対し、当社が指定する方法により本人確認を行った上で、ユーザーが予約したコース等を提供するものとする。但し、契約者に過失がなく、ユーザーが予約したコース等と異なる条件によりコース等を提供することにつき合理的な事由があり、かつ当該ユーザーの承諾が得られた場合はこの限りでない。
- 3 契約者は、本サービスの利用にあたっては、本約款のほか、当社が別途指定する条件を遵守するものとする。
- 4 契約者は、前三項のほか、ユーザーが当社の指定する決済方法によりコース料金を支払う場合においては、常に最新のコース情報等、席情報、キャンセルボーナス及びその他の当社の指定する情報を当社に提供する。
- 5 契約者は、第1項乃至第3項のほか、以下の事項を遵守するものとする。
 - (1) 故意・過失を問わず、予約申込みを受けることができないにもかかわらず予約可能である旨の表示をする等の表示を本サイトに掲載し、又は当社に提供する情報に含めなければならないこと
 - (2) 事実と異なるコース情報等を本サイトに掲載し、又は当社に提供する情報に含めなければならないこと

第10条 (キャンセル規定の設定)

- 1 契約者は、本サービスの利用に先立ち、当社の求めに応じ、ユーザーに対するキャンセル規定を設定するものとする。
- 2 当社が指定する期日までに契約者よりキャンセル規定の報告がない場合、当社は、当社所定のキャンセル規定を当該契約者のキャンセル規定として設定することができる。

第11条 (契約者都合によるキャンセル)

- 1 契約者の都合(帰責事由の有無を問わない)により予約されたサービスをユーザーに提供することができなくなった場合、契約者は、直ちに当社及びユーザーに対し通知するものとする。
- 2 前項の場合、契約者は、ユーザーに対し、キャンセル規定に基づくキャンセル料を請求できない。
- 3 前項の場合において、報酬条件を満たした後の予約のキャンセルであったときは、当社は契約者に対して手数料を請求することができるものとし、契約者は当該手数料の支払いを免れることはできないものとする。

第12条 (決済システムの利用申込み)

- 1 契約者は、事前決済型サービスの提供を受けるためには、当社所定の方法により、決済システム運営者に対し、決済システムの利用を申し込むとともに、決済システムの利用を目的とする契約を締結しなければならない。なお、決済システム運営者が定める決済にかかる利用料は、決済システム運営者から契約者に対し支払われる代金額から差し引かれるものとする。
- 2 契約者は、決済システム運営者より、前項の申込を拒絶する旨の回答があつた場合、契約者による本サービスの利用申込みが拒絶される場合があることを承諾するとともに、かかる場合において当社及び決済システム運営者に対し一切の異議を立てないものとする。この場合であっても、インバウンド 外国語版基本プラン定期の利用料金は減額されるものではない。

第13条 (利用料金)

- 1 事前決済型サービスの利用料金(以下、本条において「手数料」という)は、予約に基づき、決済システムにて利用者が決済したサービス契約の代金(消費税込)に 8% を乗じた金額(税込)とする。なお、手数料の計算に際し、1 円未満の端数が生じた場合、端数は切り捨てるものとする。
- 2 当社の契約者に対する個別の手数料の請求権は、利用者が予約を完了させるとともに、決済システムにて予約の対象となったサービス契約の代金の決済を完了させること(以下「報酬条件」という)により発生する。
- 3 報酬条件充足後にユーザーによりサービス契約のキャンセル(ノーショー)を含む。本項において以下同じ)があつた場合においても、かかるキャンセルは手数料の計算に影響を及ぼさない。
- 4 当社は、各月末日締めにて報酬条件の成立状況を確認の上、成立した報酬条件に基づき、手数料を計算のうえ、契約者に対し請求書を送付する。契約者は、当該請求書の記載内容に従い、当社に手数料を支払うものとする。

第4章 雜則

第14条 (存続)

- 1 原因のいかんを問わず、本契約が終了した場合であっても、本契約終了日時点で発生し又は発生済みの当社の契約者に対する利用料金の請求権及び第17条に定める契約者の当社に対するサービス契約の代金の請求権はその影響を受けない。
- 2 前項に加え、契約者によるユーザーに対するサービス提供の履行日が本契約の終了日以降である場合、契約者は、本契約の定めに従い、ユーザーに対し、当該サービス提供契約に基づくサービスを提供するものとし、その限りにおいて本契約の条項は有効に存続する。

以上
制定日 2022 年 11 月 22 日